

契約事務研修

～ 限られた財源を有効活用する契約の要点とは ～

目的

地方公共団体における契約事務を適切に執行するために必要となる、民法や地方自治法の基礎的な知識について、具体的な事例を交えながら学びます。

内容

契約事務

【松村 享】

- 契約法の基礎
 - ・地方公共団体の職員が契約法を学ぶ意味
- 契約の始まり
 - ・契約の成立、効力が生じる時期
- 契約成立の効果
- 契約主体
- 自治体契約の契約手続
 - ・自治体契約手続の原則
 - ・入札手続と参加資格
- 契約締結に当たって必要となる手続
 - ・契約前の予算措置
 - ・契約締結と議会の議決
- 地方公共団体にかかわりの深い契約
 - ・物の権利に関する契約
 - ・役務の提供を求める契約
- 財産管理に関する契約
 - ・行政財産の管理
 - ・普通財産の管理
- 特別な法律に基づく契約と新しい契約方法
- 契約の履行と履行確保
- 適正な履行がなされない場合
- 第三者に対する損害賠償

対象・日程等

対象者：市町村長等の推薦、希望職員
 日程：令和6年8月6日(火)～8月7日(水)
 定員数：80人
 場所：東北自治総合研修センター
 受付時間：午前8時50分～9時20分

準備物

特にありません。

研修PR

適切な執行ができていようでも「契約事務」や「入札事務」においては、まだまだ問題点や注意すべきことがあります。

本研修では、基礎知識の確認のほか、契約における最新の動向や他団体の事例等を学び、契約事務に携わる上で必須となる知識を身につけることができます。

推薦図書

講師の松村享先生からご推薦いただきました。

- ・『改正民法対応版 自治体職員のための契約事務ハンドブック』
松村 享／著（第一法規）
- ・『自治体職員のための図解でわかる外部委託・民営化事務ハンドブック』
松村 享／著（第一法規）

講師

まつむら すすむ
松村 享

名古屋学院大学 法学部 教授



経歴

昭和59年3月 同志社大学 法学部 法律学科 卒業
 昭和59年4月 三重県四日市市役所 入庁
 平成26年4月 同志社大学法科大学院 嘱託講師
 平成29年4月 三重県四日市市役所 会計管理者
 平成30年4月～ 現職

大学では、行政法、地方自治法を研究。特に私人による行政活動、住民訴訟及び情報公開を中心に研究し、研究業績として多数の著書を出版している。

タイムスケジュール

| | 9:00 | 9:30 | 10:00 | 12:00 | 13:00 | 16:00 | 16:30 |
|-----|------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 1日目 | | 開講式 オリエンテーション | 研修 | 休 | 研修 | | 宿泊オリエンテーション |
| 2日目 | 研修 | | | 憩 | 研修 | 閉講 | |